

## 内 容

### 1. 高齢者虐待と、高齢者虐待防止についての考え方

高齢者虐待は、「身体的虐待」「介護・世話の放棄・放任」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」の5つに大別され、その具体的な内容は以下に挙げる行為であり、職員はこの様な行為を絶対に行わない。

(1) 「身体的虐待」

高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。

(2) 「介護・世話の放棄・放任」

高齢者を衰弱させるような著しい減食、または長時間の放置、その他高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(3) 「心理的虐待」

高齢者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 「性的虐待」

高齢者にわいせつな行為をすること、または高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

(5) 「経済的虐待」

高齢者の財産を不当に処分すること、または高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

高齢者虐待は、利用者が安心・安全な生活、および健康で快適な生活を送る権利を侵害するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。

当法人では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、職員一人ひとりが高齢者虐待防止に向けた確固たる意識を持ち、利用者に対し常により良いサービスを提供し、安心かつ安全な環境の中で快適な生活をしていただくことを最優先とした適切な介護に努める。

### 2. 高齢者虐待防止に向けた体制と「安全対策委員会」の設置

当法人では、高齢者虐待防止に関する協議を「安全対策委員会」で行う。施設内における高齢者虐待を防止することが最優先だが、もし虐待のおそれ、または発生した場合には『高齢者虐待防止法（高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）』に基づき、以下の体制で適切な対応を行う。

(1) 設置の目的

- ・施設内における虐待防止に関する現状把握、および状況改善に向けての協議・検討。職員は、利用者のモニタリングを励行し、虐待の兆候を発見した場合には直ちに施設長または各部署長に報告を行う。
- ・虐待が疑われる事案が発生した場合、およびその兆候が発生した場合における検討と対策。
- ・虐待防止に関する職員全体に向けての指導、および定期的な研修の計画・実施。

(2) 安全対策委員会の構成

- ① 施設長
- ② 牛津あしはらの園（グループホーム）管理者
- ③ 生活相談員
- ④ 介護支援専門員
- ⑤ 看護職員
- ⑥ 介護職員
- ⑦ 機能訓練指導員
- ⑧ 管理栄養士
- ⑨ その他委員会の設置趣旨に照らして施設長が必要と認める者

(3) 安全対策委員会の開催

- ・1ヶ月に1回定期的に開催する。必要時は、随時開催する。

### 3. 高齢者虐待防止を目指すための職員教育・研修

介護に携わる全ての従業員に対して、高齢者虐待防止を目指した職員教育を行う。

- ① 年次計画に沿った定期的な教育・研修（年2回以上）の実施
- ② 新任者に対する高齢者虐待防止に関する研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施

（各地区社会福祉協議会や老人福祉施設協議会等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図る。）

#### 4. 高齢者虐待等が発生した場合の相談・報告体制、および苦情解決方法について

利用者やそのご家族、近隣の住民、および職員からの高齢者虐待等に関する報告、または苦情相談があった場合、安全対策委員会の構成員は寄せられた内容を直ちに施設長に報告する。施設長が虐待等を行った場合には、理事長または嘱託医に報告する。

相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払う。必要に応じて、関係者より事情についての聴きとりを行い、これらの経緯について時系列で概要を整理する。事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じる。虐待発生の経緯等を踏まえ、安全対策委員会において当該事案がなぜ発生したかについて検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応状況について、できるだけ早期に説明を行う。

施設長はじめ、全ての職員は当法人にて虐待が認められた場合、または確度で虐待の疑いが持たれる場合には、速やかに関係行政機関への報告を行う。必要に応じて、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行う。

<連絡先>

- ・おたっしや本舗 小城南（電話番号：0952-66-6376、所在地：小城市芦刈保健福祉センター内）
- ・小城市 高齢障がい支援課（電話番号：0952-37-6108）
- ・佐賀県 健康福祉部 長寿社会課（電話番号：0952-25-7054）

#### 5. 成年後見制度の利用支援について

利用者またはそのご家族に対して、施設の担当相談員は利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じて、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行う。

#### 6. 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

入所者等は、いつでも本指針を閲覧することができる。また、当法人のホームページにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とする。

平成24年4月 一部改訂  
平成25年10月 一部改訂  
令和3年10月 一部改訂  
令和5年7月 一部改訂